

基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 9 月 1 日～ 9 月 30 日分)

平成 30 年 10 月 25 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成 31 年 1 月分からの調査の実施に当たり、以下について変更</p> <p>① 調査票中の元号表記の変更 出生票、死亡票、死産票、婚姻票及び離婚票における元号表記部分について、調査計画上の調査票には「和暦」と表記し、使用する調査票には元号政令に定められた元号を記入する方式に変更</p> <p>② 調査結果の公表方法の一部変更 従来、全ての統計表を掲載していた調査結果報告書について、主要な統計表を一部抜粋して掲載するよう変更^(注)</p> <p>(注) e-Stat には、データベース化に対応した CSV 形式を中心にして、全ての統計表を掲載。また、インターネットの利用環境にない統計利用者に対しては、厚生労働省(地方支分部局を含む。)及び地方公共団体において、必要なデータを提供予定。</p>	H30.9.6

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な変更」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。